

国立大学法人大分大学無煙環境推進会議細則

平成29年10月31日制定

平成29年細則第20号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員の受動喫煙の防止等に関する規程（平成28年規程第47号）第4条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における受動喫煙の防止等を推進するため設置する、国立大学法人大分大学無煙環境推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 法人の敷地内における禁煙その他の無煙環境の推進に関すること。
- (2) 禁煙に関する情報提供、啓発活動その他の禁煙の支援に関すること。
- (3) その他受動喫煙の防止等に関すること。

2 推進会議は、審議した結果について、直ちに学長に報告するものとする。

(構成)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する学長特命補佐
- (2) 保健管理センター所長
- (3) 各学部の教育職員 各1人
- (4) 総務部長
- (5) 学生支援部長
- (6) 教育学部事務部附属学校事務室長
- (7) その他学長が必要と認める職員

2 前項第3号及び第7号の委員は、学長が指名する。

(議長)

第4条 推進会議に議長を置き、学長が指名する学長特別補佐をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより推進会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次の推進会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第7条 議長は、第3条第1項第2号から第7号までの委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 推進会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年10月31日から施行する。

附 則（令和元年細則第8号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。